

さいたま市重度障害者等の就労支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就労中の支援を必要とする重度障害者等に対し、本事業を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。
- (2) 指定重度訪問介護事業者 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業者をいう。
- (3) 同行援護 法第5条第4項に規定する同行援護をいう。
- (4) 指定同行援護事業者 同行援護に係る指定障害福祉サービスを行う事業者をいう。
- (5) 行動援護 法第5条第5項に規定する行動援護をいう。
- (6) 指定行動援護事業者 行動援護に係る指定障害福祉サービスを行う事業者をいう。
- (7) 重度障害者等 重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という）の支給決定を受けている者をいう。
- (8) 就労支援 就労している時間に提供された重度訪問介護等に相当するサービスをいう。
- (9) 支援計画書 就労中における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通

勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。)に当たって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめたものをいう。

- (10) 自営業者 税務署に個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に1年以上在住し、かつ、就労している重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、第9条の規定により申請する日の属する年度の末日までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できる者を含む。）。ただし、法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型事業所の利用者は除く。
- (2) 自営業者であって、1週間のうちに当該自営業に従事する時間が10時間以上の者（1週間のうちに当該自営業に従事する時間が10時間未満の者であって、第9条の規定により申請する日の属する年度の末日までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できるものを含む。）

(対象範囲)

第4条 この事業の対象となる支援の範囲は、就労中における支援とする。ただし、前条第1号に該当する対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（以下「職場介助助成金」という。）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして

当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

（対象となる支援内容）

第5条 この事業の対象となる支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 排せつ、食事等の支援
- (2) 前号に掲げるもののほか、職場介助助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援
- (3) 通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援
- (4) 業務を遂行する上で必要となる支援（自営業者に限る。）

（支給）

第6条 市長は、対象者に、就労支援に係る費用について、法第29条の規定に基づき算定した額から、次条に定める利用者負担額を除く額の支給（以下「就労支援給付」という。）を行うものとする。

（利用者負担額）

第7条 利用者負担額は、重度訪問介護等の支給決定時において認定されている利用者負担上限月額と同額とし、上限月額に至るまでは費用の1割とする。

2 本事業における利用者負担額と重度訪問介護等の利用者負担額との合算額が利用者負担上限月額を超える場合は、当該超過額を利用者負担額から差し引くものとする。

（支給量）

第8条 就労支援給付の支給量は、週40時間の範囲内で、利用者ごとに必要な時間数を市長が決定する。

（申請）

第9条 就労支援給付を受けようとする者は、さいたま市重度障害者等就労支援給付支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 対象者が重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し
 - (2) 雇用契約書の写し（被雇用者に限る。）
 - (3) 支援計画書（様式第2号）
 - (4) 自営業者であることを証する書類（自営業者に限る。）
- （支給決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就労支援給付の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請をした対象者に対し、当該決定の内容をさいたま市重度障害者等就労支援給付支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 支給決定の有効期間は、第1項の規定による支給を決定した日から起算して1年を経過する日の属する月の末日を最長とする。

（支給方法等）

第11条 前条第1項の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、1箇月の就労の状況を記載した書類、就労支援給付の代理受領に係る委任状その他市長が必要と認める書類を本事業による支援が開始された月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を審査し、対象者の就労支援給付の額を決定するものとする。

3 市長は、就労支援給付の支給を法第29条第7項に規定する国民健康保険団体連合会に委託し、当該就労支援を提供した指定重度訪問介護事業者又は指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者に対し、前項の規定により決定した額を支払うことにより行うものとする。

（変更申請）

第12条 支給決定者は、第3条に規定する事項又は第9条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、さいたま市重度障害者等

就労支援給付変更申請書（様式第4号）を速やかに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第10条第1項により決定した内容に変更がある場合は、当該変更の内容をさいたま市重度障害者等就労支援給付支給変更決定通知書（様式第5号）により通知する。

（辞退の届出）

- 第13条 支給決定者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、第3条に規定する要件を満たさないこととなったときは、さいたま市重度障害者等就労支援給付辞退届出書（様式第6号）を速やかに、市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し等）

- 第14条 市長は、支給決定者が虚偽その他不正の手段により就労支援給付の支給決定を受けたときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、さいたま市重度障害者等就労支援給付支給決定取消通知書（様式第7号）により支給決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援給付が支払われているときは、支給決定者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（調査等）

- 第15条 市長は、就労支援給付の適正を期するため必要があるときは、支給決定者に対して報告をさせ、又は職員に係る帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（書類の整備等）

- 第16条 支給決定者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌

年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、就労支援給付の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のさいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱の規定によりなされている決定、手続その他の行為は、この要綱による改正後のさいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のさいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱の規定によりなされている決定、手続その他の行為は、この要綱による改正後のさいたま市重度障害者等の就労支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市重度障害者等の就労支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る就労支援給

付の支給について適用し、同日前の申請に係る就労支援給付の支給については、なお従前の例による。

様式第1号（第9条関係）

さいたま市重度障害者等就労支援給付支給申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

さいたま市重度障害者等の就労支援事業の給付を受けたいので、下記の書類を添付し、申請します。

1. 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けたことを示す受給者証の写し
2. 労働条件が確認できる雇用契約書の写し等の書類の写し（被雇用者に限る。）
3. 支援計画書（様式第2号）
4. 自営業者であることを証する書類（自営業者に限る。）

様式第2号（第9条関係）

(3) 必要な支援内容

職場 介助		対象者の標準的な業務の流れと、勤務に対応した職場介助者の介助内容				
		時刻の目安	業務内容	介助内容	(A)業務介助等時間の目安	(B)その他必要な支援時間の目安
始業 (:)						
終業 (:)						
						
				(A) 業務支援にかかる 合計時間 (1日) 分程度		
(B) その他必要な支援						
具体的に介助が必要な場面						
○見守り	有 / 無	○ 姿勢の調整	有 / 無	○ 喀痰吸引	有 / 無	
○トイレ介助	有 / 無	○ 給水	有 / 無	○ 体位交換	有 / 無	
○食事介助	有 / 無	○ 衣服着脱	有 / 無	○	有 / 無	
				(B) その他必要な支援に係る		
				合計時間 (1日)	分程度	
				(A) + (B) (注: 所定労働時間を超えない範囲で記載)		
				合計時間 (1日)	分程度	

(支援対象障害者の週所定労働時間が10時間未満(予定)の場合) 年度末までの所定労働時間引き上げ計画

--

様式第2号（第9条関係）

通勤支援	通勤支援実施年月日 年 月 日 ～ 年 月 日 (終了日が当該申請年度を超える場合は当該申請年度の3月31日まで)
	通勤支援が必要な日 月 / 火 / 水 / 木 / 金 / 土 / 日 / 不定期(月 日)
	支援の必要性 <input type="checkbox"/> 全介助 ・ <input type="checkbox"/> 一部介助 ・ <input type="checkbox"/> 見守りのみ (計画作成時点において必要な支援に○をつける)
	通勤時間帯(開始時間～終了時間) 介助及び見守りが必要な場所(※一部介助・見守りのみを選択した場合に記載)
	時 時

支援計画書作成年月日	令和 年 月 日
------------	----------

【助成金に係る確認事項】

以下の事項に当てはまるか確認ください(該当していれば□にレ点を入れてください)。

- 支援対象障害者の居住地等の市町村等において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施している。

支援対象障害者は、

- ①「「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」(本計画書の(3)B「その他必要な支援」が必要な者、通勤支援における「4ヶ月目からの支援」が必要な者)の対象者」である。
- ②「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」である。
- ③「常時雇用する労働者」である。

- 助成金の支給対象措置は、次のいずれかの措置である。

・支給対象障害者が主体的に業務を遂行するために必要不可欠な、次の介助の業務(遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して支給対象障害者に対して行う業務を含む。障害特性が理由で行うことが出来ない作業部分のみの代行が対象であり、支給対象障害者に代わって介助者が判断し遂行する業務は対象外となること。)

- イ PC等業務に要する機器による情報アクセス・入力(文・デザイン等の創案を除く)・出力等に係る操作、書類の頁めくり、文字整・ロ文字等の読み取り
- ロ 代読・代筆(文・デザイン等の創案を除く)、録音図書の作成
- ハ 書類等の整理
- ニ 業務上の移動・外出に係る付添い(介助者による自動車の運転を除く)

- 通勤支援は、公共交通機関を利用する通勤に対するものである。 ※「3か月目までの支援」が助成対象である。

- 助成金は、事業主が、支援計画書のほか、必要書類をもって、別途申請する。

FEED確認使用权

連絡先(市町村名・担当部署等)

市町村等確認使用权

連絡先(担当支部名等)

様式第3号（第10条関係）

さいたま市重度障害者等就労支援給付支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のあった、さいたま市重度障害者等就労支援給付について、次のとおり決定したので通知します。

記

支給の可否	
不支給の理由	
決定支給量	
支給期間	
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であつても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内ないしさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができません。なお、6箇月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内には提起することができません。なお、6箇月以内であつても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第12条関係）

さいたま市重度障害者等就労支援給付変更申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住所

氏名

電話番号

さいたま市重度障害者等の就労支援事業実施要綱第3条に掲げる事項又は
年 月 日付けで申請を行った内容に、次のとおり変更がありました
たので申請します。

記

変更が生じた事項	
変更が生じた日	
備考	

※ 変更内容を証する書類を添付すること。

様式第5号（第12条関係）

さいたま市重度障害者等就労支援給付支給変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のあった、さいたま市重度障害者等就労支援給付について、次のとおり決定したので通知します。

記

変更年月日	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

(教示)
1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にお、さいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第13条関係）

さいたま市重度障害者等就労支援給付辞退届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住所

氏名

電話番号

年 月 日付けで支給決定を受けたさいたま市重度障害者等就労支援給付について、次のとおり辞退します。

記

辞退理由	
辞退日	
備考	

※ 辞退内容を証する書類を添付すること。

様式第7号（第14条関係）

さいたま市重度障害者等就労支援給付支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けでしたさいたま市重度障害者等就労支援給付支給決定について、次のとおり取り消したので通知します。

記

取消理由	
取消日	
備考	

（教示）
1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内、さいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内で提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。